

こ成環第103号
令和6年3月30日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

子育て短期支援事業の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日付け雇児発0529第14号雇用均等・児童家庭局長通知「子育て短期支援事業の実施について」は、令和6年3月31日限りで廃止する。

別紙

子育て短期支援事業実施要綱

1 事業の目的

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者（以下「実施施設等」という。）において一定期間、養育・保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。）を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

3 事業の種類及び内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

① 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に実施施設等において養育・保護を行うものとする。

また、必要に応じて、親子を短期間入所させ、以下の支援を実施する。

- (ア) 保護者のレスパイト・ケア
- (イ) 育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (ウ) 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援
- (エ) その他、親子支援に資する取組

② 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は親子等とする。

- (ア) 児童の保護者の疾病
- (イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- (ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (オ) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (カ) レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると市町村が認めた場合
- (キ) 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護を必要とする場合

③ 利用の期間

養育・保護の期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村が必要と認める期間とする。ただし、過度に長期間とならないようにすること。

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

① 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。また、必要に応じて、親子を短期間入所させ、以下の支援を実施する。

- (ア) 保護者のレスパイト・ケア
- (イ) 育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (ウ) 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援
- (エ) その他、親子支援に資する取組

② 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童、及びレスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、利用が必要であると市町村が認めた親子とする。

4 実施施設等

(1) 本事業の実施施設等は以下のとおりとする。

① 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下「施設」という。）

② 里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者（以下「里親等」という。）

なお、「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当であると認めた者」について、「保護を適切に行うことができる者」としては、市町村長が、研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講する等して、保護を適切に行うことができると考えられる者を認めることが望ましい。

また、「その他の保護を適切に行うことができる者」には、保育士及び子育て支援員を含む。

(2) 実施施設は、必要に応じて、あらかじめ登録している里親等に委託することができるものとする。

(3) 市町村又は施設より、里親等へ本事業を委託する場合は、以下の点に留意すること。

① 事業の実施にあたっては、委託された者の居宅において又は当該児童の

居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

② 市町村又は施設は、あらかじめ本事業の委託先となり得る者の名簿を作成するものとする。

③ 市町村又は施設は、本事業の委託を受ける里親等に対し、電話等により養育状況等を把握するとともに、必要に応じて助言及び相談支援を行うものとする。

(4) 市町村より里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターへ本事業を委託する場合は、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）に留意し、里親が本事業による児童の養育を行うことにより、本来の里親委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、都道府県と綿密に連携し対応するものとする。

(5) 市町村又は実施施設等は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設等から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いの実施に努めること。

5 留意事項

(1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。

(2) 市町村は、原則として、あらかじめ保護者からの申込み等により、本事業の利用を希望する者の家庭状況等を把握するとともに、実施施設等の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。また、本事業専用の居室及び専従職員を確保するなど、安定的な受入体制等の構築を図るよう努めること。

(3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。

なお、ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観

点から効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。

- (4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。なお、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに報告すること。また、補償保険に加入するなど児童の事故に備えること。
- (5) 市町村及び実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合は、当該児童の安全を最優先に考慮し、以下の内容に留意し対応すること。
 - ① 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合に、児童の意向を確認し、速やかに、当該児童の居住市町村に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。
 - ② 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能な実施施設等まで送迎が必要な場合は、適切な配慮を行うこと。
 - ③ 市町村又は受入を行う実施施設等は、当該児童の保護者に対して、受入を行う実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的に児童を受け入れることについて保護者の同意を得ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努めること。また、市町村は、関係機関と連携し家庭・養育環境の状況把握を行い、子育て短期支援事業以外の家庭支援事業等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。
 - ④ 市町村は、保護者の同意が得られない場合には、児童相談所とも連携のうえ、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、一時保護を含めた支援の検討を行うこと。
 - ⑤ 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。

- ⑥ 本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。
 - ⑦ 市町村は、受け入れ期間が過度に長期間とならないよう、受入を行った実施施設等、都道府県、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関と連携し、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努め、児童の意向、家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。
 - ⑧ 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や児童の意向を十分に勘察したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や児童の意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でない判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護を含めた支援の検討を行うこと。
- (6) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。